

(委員会提出議案第1号)

令和2年9月3日

議長 三浦和一様

提出者 議会運営委員会

委員長 富岡信吾

議案提出について

令和2年第3回市議会定例会（9月3日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[委員会提出議案第1号] 熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

[理由] 会議においてタブレット端末を使用することができることとするとともに、会議資料の電磁的方法による提供を可能とするため

熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

熊谷市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条中「配布する」を「配布（当該議事日程が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。以下この条において同じ。）する」に改める。

第64条中「配布する」を「配布（当該答弁書が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。以下この条において同じ。）する」に改める。

第116条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条本文中「配付する」を「配布（当該答弁書が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。以下この条において同じ。）する」に改め、同条ただし書中「配付にかえる」を「配布に代える」に改める。

第132条第1項中「配布する」を「配布（当該請願文書表が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。次条第1項において同じ。）する」に改める。

第149条中「配布する」を「配布（当該資料、新聞紙、文書等（著作権法（昭和45年法律第48号）第63条第1項の許諾を得たものに限る。）が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第149条の2 議員は、情報通信端末機器（議会が貸与するタブレット端末に限る。次項において同じ。）を会議において使用することができる。

2 議員の情報通信端末機器の使用については、第148条の規

定を準用する。

- 3 前2項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。